

（登録）

第六条の二 第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験を行おうとする者の申請により行ふ。

2 第六条第六項の表第五号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録試験事務の開始予定日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 別表に掲げる施設及び設備を保有することを証する書類
 - 二 次条第一項第二号及び第三号に掲げる条件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 前項の登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
 - 四 その他参考となる事項を記載した書類

（登録の要件等）

第六条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表に掲げる施設及び設備を用いて試験を行うものであること。
 - 二 次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ二名以上含む十名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。
 - イ 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に関し十五年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において通算して三年以上工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
 - ハ 第四条第一項の自動車局に置かれる検定委員又は同条第二項の自動車局に置かれる検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行つている者
 - ニ 国の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に関する法令に関する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者
 - 三 次に掲げる条件のいずれかに適合する者により口述試験及び実技試験の採点を行うものであること。
 - イ 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に関し五年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 第四条第一項の検定委員又は同条第二項の検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行つている者
 - ハ 国の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に関する法令に関する事務に従事した者
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3** 第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録試験事務を開始する日

(登録の更新)

第六条の四 第六条第六項の表第五号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定(第六条の二第二項第三号を除く。)は、前項の登録の更新について準用する。

(登録試験事務の実施に係る義務)

第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第四項並びに第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第六条の六 登録試験実施機関は、第六条の三第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録試験事務規程)

第六条の七 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験事務の実施に関する規程(以下「登録試験事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録試験の受験申請に関する事項
- 二 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 登録試験の日程、公示方法その他登録試験の実施の方法に関する事項
- 四 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項
- 五 終了した登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に関する事項
- 六 登録試験の合格証書の交付及び再交付に関する事項
- 七 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 九 不正受験者の処分に関する事項
- 十 その他登録試験事務の実施に関し必要な事項

(登録試験事務の休廃止)

第六條の八 登録試験実施機関は、登録試験事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の所在地
- 三 登録試験事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録試験事務を休止しようとする期間
- 五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第六條の九 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六條の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第六條の十一 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六條の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第六条の十二 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の五の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験を行うべきこと又は登録試験事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六条の十三 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第六項の表第五号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の停止を命ずることができる。

- 一 第六条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つとき。
- 二 第六条の六から第六条の八まで、第六条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第六条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第六条第六項の表第五号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第六条の十四 登録試験実施機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 一 登録試験の受験手数料の収納に関する事項
- 二 登録試験の受験申請の受理に関する事項
- 三 登録試験の採点結果及び合否判定に関する事項
- 四 登録試験の合格証書の交付等に関する事項
- 五 その他登録試験の実施状況に関する事項

2 登録試験実施機関は、次の各号に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録試験の受験申請書及び添付書類
- 二 終了した登録試験の問題及び答案用紙

(登録試験事務の引継ぎ)

第六条の十五 登録試験実施機関は、第六条の八の規定により登録試験事務を休止又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 前条第一項の帳簿及び同条第二項の書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(報告の徴収)

第六条の十六 国土交通大臣は、登録試験の実施のため必要な限度において、登録試験実施機関に対し、登録試験事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

※詳細についてのお問い合わせ先
国土交通省 自動車局 整備課
TEL : 03-5253-8111 (内線 : 42413)